

平成25年度行政評価委員会 議事要旨

会議名	葛飾区行政評価委員会 第1回第一分科会
開催日時	平成25年7月11日(木) 午前10時から12時
開催場所	葛飾区役所本館4階 教育委員会室
出席者	<p>【委員7人】 大石会長、網代委員、金子委員、柴田委員、石井委員、江川(道)委員、中山委員</p> <p>【区側8人】 学務課(学務課長、学務課職員1人) 指導室(指導室長) 事務局(政策経営部長、経営改革担当課長、政策企画課職員3人)</p>

会議概要

1 開会

(事務局より資料の確認、人件費の算出方法の説明を行った)

2 事務事業の概要説明及びヒアリング

(1) 学校給食運営(小学校)

(学務課より「学校給食運営(小学校)」の概要について説明した後、質疑応答)

会長 年間の給食回数は191回となっているが、学校の平均日数は214～215日あるとのこと、ほとんどの日で給食が提供されている。

A委員 都費栄養士とはどのようなことか。

学務課 都費栄養士とは、身分が東京都の職員であり、学校数の2分の1を配置しているものである。残りの2分の1の学校には区で採用した非常勤栄養士を配置している。

会長 委託の学校にも配置しているのか。

学務課 栄養士については全校に配置している。

B委員 委託業者は何社入っているのか。

学務課 中学校を含めて17社である。

B委員 委託業者は今後も増えていくのか。衛生面は大丈夫か。

学務課 委託する学校が増えれば委託業者も増えることになる。衛生面については衛生基準があり、それを満たす業者に委託している。また、学務課に栄養士の職員がいるので、各校の巡回・点検を行っている。

C委員 委託は入札で行っているのか。

- 学務課 プロポーザル方式により、プレゼンテーションを行い業者選定している。募集時には、10社程度の応募がある。
- D委員 業者はすべて区内の業者か。
- 学務課 区内の業者に限らず全国から応募がある。
- A委員 食中毒などの事態が起こった場合の責任の所在は区になるのか。
- 学務課 給食提供業務は区の仕事なので、当然区の責任である。
- 会長 残菜量の測定はどう行っているのか。
- 学務課 給食が終わったら給食室で食缶からざるにあげ、汁を抜いた形で固形物の重さを毎日測定している。
- D委員 残菜量は子どもたちに知らせているのか。
- 学務課 「給食だより」等の形で知らせている。
- 会長 直営校と委託校の残菜量の数値を聞いたところにより比べると、委託校の方が多いためである。これはどういうことか。
- 学務課 委託校は、契約の仕様にに基づき、給食の量は全て平等に配食されている。給食を提供していく中で、同学年でも体格に差がある児童では、実際に食べる量も違っており、多く食べるクラスとそうでないクラスというのが見えてくる。良いか悪いかは別として、そのようなとき直営校では、さじ加減を変えることができるということである。
- E委員 委託業者は給食に立ち会わないということか。
- 学務課 配缶まで行うが、状況判断でクラスによって差をつけることは、委託業者は判断できない。
- E委員 仕様書で縛り付けてしまうとそういう事態が生じてしまう。直営であれば融通が利くということなら、委託でも融通が利くようにすれば良いのではないか。このままでは、委託にすればコストを削減するだけという議論で止まってしまう。
- 会長 委託、直営にかかっている金額はどの部分なのか。
- 学務課 委託に係るコストは「委託料」と記載された部分、直営のコストは、「非常勤報酬」、「社会保険」、「職員人件費」の部分である。それ以外のコストについては委託、直営に関わらず発生する。
- 会長 1校当たりの単価にするとどうなるのか。
- 学務課 直営校が3,128万9千円、委託校が2,320万2千円である。
- C委員 都から派遣されている職員についてはコスト内訳に入っていないのか。
- 学務課 都の職員は栄養士であり、給食運営は調理職員であるため、この事業には入っていない。
- F委員 事業ということなので、コストなどの細かい部分というよりも事

業目的の部分について、昨年度と変わっていない点などについて意見交換をしたらどうか。食育について追記を行うとか。

学務課 食育については、一貫性を持って行うこともあり毎年度方針を変えていくものではないという点と、学校ごとに方針を具現化したものが献立表になっている点で、各学校の栄養士が工夫を凝らして運営をしている。

F委員 世の中、食の多様化が見受けられる。世の中とかい離しないようにすることも考えていただきたい。

学務課 年に数回、保護者を集めて試食会を行っている。その中で保護者の気づきにつながることもあり、今後も工夫をしていきたい。

B委員 学校給食の1食は大変重要。近年は家庭での食事が簡素なものであったり出来合いのものであったりする家庭が多い。子どもたちが育つ大きな要素なので、その点も踏まえて検討してもらいたい。

会長 今後の方向性にある学校施設は災害時における一時避難所としての役割があるという部分についてはどのようなことか。

学務課 給食室は食事を提供できる貴重な資源。避難所として長期にわたって使用することもあるため、その活用について、検討も必要と考える。

E委員 昔と比べて環境の変化による子どもたちの意識の違いもあるので、残菜が出ていることをしっかり教え込むことを最重要にしてもらいたい。

A委員 何でも委託という考えは問題があると考え。コストの削減ができるからと言ってすべて委託にするのは果たして良いことだろうか。

会長 全校委託に進んでいくのは、コスト面を考えてのことか。

学務課 現在のところの労使協議の到達点としては全校委託と妥結をしている。品質の水準は変えずに安価な金額で運営ができるという点で委託化を妥結したということである。全校委託になるまでには20～30年かかると思う。

D委員 時代の流れは委託化の方向になっているので、そこを蒸し返す話ではないと考える。その中でいかに温かい給食を提供できるかを考えていく方向性が良い。委託が良い悪いということではなく、区として進もうとしていることを我々がチェックしていくのが良いのではないか。

(2) 葛飾学習チャレンジ教室

(指導室より「葛飾学習チャレンジ教室」の概要について説明した後、質疑応答)

- F 委員 基本情報の開始年度や実施形態について説明いただきたい。資料については事前に送付されているので、実施内容の部分は皆さん事前に確認されているはず。そのため、内容以外の部分をご説明いただき時間短縮を図った方が良いと考える。
- 指導室 国が定める学習指導要領に基づいて事業を行っている。14 年度に定められた要領では、学習時間がかなり削られた経緯がある。そこで区は、教育振興ビジョンを立ち上げ、子供たちの学ぶ時間を増やし、学ぶ意欲を高めようということになった。それに基づき、18 年度から開始した。実施形態としては区の直営で行っている。
- A 委員 学力の低い児童・生徒を対象としているわけではなく、検定に合格するためのものなのか。
- 指導室 本事業の一つの目的は検定に合格することだが、検定があるということを知ることや、それに向けて勉強する習慣や意欲を育てることを一番の目的としている。実態としては受験までいたらない場合でも、検定を目標として頑張る中で、これまで理解できなかった学習について学べるということもある。
- E 委員 はっきりと検定の合格に限定して行ったらどうか。目的をぼやけさせないで、前面に出していった方が良い。全体的な教育の方針である基本計画がある中で、そのうちの一つとしてこういう事業があるということだから、余計な横串を刺すのではなく、この事業はこの事業として色を出していくべきではないか。
- 指導室 これまでは一つの単独した事業として行ってきたが、今年度から実施している葛飾学力伸び伸びプランでも、学力に関する様々な取り組みがあり、チャレンジ教室もその一つとして包括していきたいと考えている。
- E 委員 行政評価とずれるかもしれないが、子どもたちは先生が好きで学校に行くわけだから、先生の教育をした方が良い。
- A 委員 学力の低い子、目標が持てないような子はどうしていくのか。
- 指導室 当初は検定に特化していたが、基本評価表にも記載しているとおりの教科の補充的内容の学習も行っている。まだまだ力の足りていない児童・生徒でも参加をすれば補習が受けられるようになっている。
- 会長 学力の低い子の勉強する場はここだけになるのか。
- 指導室 本事業以外にも各学校で行っているものがある。
- B 委員 検定が有償なのだとしたら、全校の生徒が受けるわけでもなく平等ではないと思う。
- 指導室 確かに検定は有償であるが、チャレンジ教室に参加して勉強をす

ること自体は全員が無償でできるようになっている。

A委員 区の予算でそこまでやる必要があるのかということにならないか。

C委員 全体の学力を上げるためのものではないということであれば、そのとおりであると考えて。

D委員 学力の底上げにはなる。

C委員 全員に受験させることを目的にしなくても良いのか。

D委員 授業外で、検定のことだけではなく補習もしてくれるということだから、区の学力を上げることにつながるのではないか。

会長 指導員の人数、時間はどの程度なのか。

指導室 年間延べ2,700名ほどで、時間は1回につき2時間である。

D委員 4,000万円の予算とはどの部分なのか。

指導室 4,000万円は、葛飾学力伸び伸びプランの予算である。

(3) 日本語指導員派遣事業

(指導室より「日本語指導員派遣事業」の概要について説明した後、質疑応答)

会長 コストの報償費について、人数は何名か。

指導室 日本語学級の講師が3名、派遣した通訳が45名である。

会長 この人数に回数を乗じたものでコストが算出できるということか。

指導室 通訳は1人につき最長64時間勤務している。

会長 派遣された児童の数は何名か。

指導室 63人である。

E委員 通訳は学校に出向くということか。その場合、生徒に来させる方が効率も上がるしコスト削減になるのでは。例えば、我々が海外に行った場合は日本語学校があり、どこに行っても日本語学校に通うことになる。

指導室 子どもたちが来るものとして日本語学級があり、そちらには講師を派遣して週3回指導を行っている。それ以外に、授業でもわからない部分があるため、授業中に生徒の横について通訳を行う。これは1日2時間、週2回行っている。日本語学級は区内3か所で行っており、在籍している学校との距離的な問題から、必ずしも全員が通っているわけではない。そのため、今後カリキュラムを見直す必要がある。

A委員 通訳は全員日本人なのか。

指導室 日本人以外の通訳もいる。

E委員 ボランティアにお願いすることはできないのか。

指導室 現在も1人の派遣最長時間64時間では十分でない状況もありボラ

ンティアセンターを通じて通訳派遣をお願いすることもある。

E委員 実績を評価する基準がないように思えるので、やり方を評価するしかないのではないか。

A委員 重点評価表の「実績状況の評価」や「今後の方向性」という欄に記載されているのは、区の考え方ということか。

事務局 現時点での区の考えである。

D委員 NPOなど、外部をお願いするような考えはないのか。

指導室 一つの方法であるとは思いますが、現時点では考えていない。考えているのは、日本語学級の終了後に、NPO等をお願いして学習の指導をしてもらったかどうかという考えはある。

E委員 まだ学びたいという高齢者をお願いすれば、お互いに学ぶことができ利害が一致するのではないか。

会長 この事業は教育なのだから、教材があるのではないか。

C委員 教員免許も必要ではないか。

指導室 日本語学校については教材がある。通訳については教員免許が不要だが、日本語学級は教員免許が必要である。

会長 通訳にも教材はあるのか。

指導室 通訳については教材がなく、実際に授業を受けている生徒の横について指示や支援をするものである。

A委員 ここに出てきている行政の目的を達成するためには、NPOやシルバー人材センターなどをお願いするのは違うのではないか。コストは安く済むだろうが、区が行うものなので、このやり方は仕方がないと思う。

C委員 外国から来た場合、親としては一般の学校に入れたい。親はそう思っているけど、子どもが学校に行くと、言葉が通じず友達できなかった場合、学校に行きたくなくなってしまうこともある。そういう点は考えているのか。週2回、1回2時間では足りないのではないか。

指導室 子どもによって習熟度に差があることや、週2回、1回2時間では時間が少ないということもある。例えば、午前中は通訳がついて授業を受け、午後は1か所に集まって日本語学級で指導を受けるなど、今後、制度を構築化していきたいと考えている。

3 その他

(事務局より次回分科会に係る事務連絡、議事要旨の確認について説明)

4 閉会